

湖南広域行政組合監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定および湖南広域行政組合監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に基づき定期監査を実施したので、同法第199条第9項の規定および同基準に基づき、監査の結果に関する報告を決定し公表する。

令和5年8月31日

湖南広域行政組合監査委員 平井文雄

湖南広域行政組合監査委員 高田正司

定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
消防局	中消防署

(2) 監査の時期

令和5年8月28日（月）

(3) 監査の着眼点

中消防署における主なリスクとして、公務災害、交通事故、不適切な契約、不適切な現金および準公金の取扱いが挙げられますが、外郭団体の事務における現金の取扱いおよび補助金等の運用ならびに管理体制を着眼点として監査を実施した。

(4) 監査の評価項目（重点項目）

- ア 中消防署出張所の運営状況
- イ 業務マニュアル・事務処理フローの整備状況
- ウ 処理施設等の管理状況
- エ 各種団体の事務取扱状況

(5) 監査の結果

評価項目（重点項目）に定めた事務については概ね適正に処理されていたが、以下のとおり一部に改善を要する事項があると認められたので対応願いたい。

なお、指摘事項以外の軽微な事項については、監査当日口頭で指導し改善を求めた。

指摘事項

栗東市自衛消防連絡協議会（125自治会のうち52自治会が加入）について、その事務や事業の執行を中消防署出張所が担っている。湖南広域行政組合の構成市においては、消防防災活動に対する補助制度は存在しており、その事務は各市の担当部署で執行されている。このことから、栗東市自衛消防連絡協議会の事務（特に自衛消防隊活動補助金）の在り方について、早急に栗東市と協議・検討をすること。